放課後児童支援員 認定資格研修

科目9

子どもの遊びの理解と支援

科目9:子どもの遊びの理解と支援

ねらい

- ○子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。
- ○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さについて 理解している。
- ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。

主な学習内容

- ○子どもの遊びと発達
- ○子どもの遊びと仲間関係
- ○子どもの遊びと環境
- ○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり



1. 児童期の遊びと発達の理解

- 2. 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかの際の援助
- 3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫
- 4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫
- 5. 遊びにおけるリスクとハザード



1. 児童期の遊びと発達の理解

放課後児童クラブ運営指針 第2章4 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

- ◆遊びとは最も自主的な活動
- ◆放課後の時間
- ◆遊びは子どもの発達過程の中の総合的活動
- ◆遊びは文化であり、継承される



1. 児童期の遊びと発達の理解

放課後児童クラブ運営指針 第2章4 児童期の遊びと発達

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

- ◆自己発見や他者理解
- ◆児童期は、子どもが関わる環境が広がる
- ◆自分の欲求と他者の欲求を満たす工夫
- ◆成功の喜びと失敗の悔しさ
- ◆放課後児童支援員の関わり



・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ 運営指針解説書』フレーベル館. p46-48



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

放課後児童支援員 認定資格研修

科目9

子どもの遊びの理解と支援

- 1. 児童期の遊びと発達の理解
- 2. 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかの際の援助
- 3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫
- 4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫
- 5. 遊びにおけるリスクとハザード



意見の対立やけんか

◆けんかを発達過程から考える

◆場面…ルールに関する事 遊具や友達、役割の取り合い ちょっかい、からかい、嫉妬、 偶然起こったできごと等

感情面…カッとなる、過去の記憶、くやしさ、妬み 等 その他…勘違い、思い込み



けんかに対してどのように対応するか



僕が遊んでたんだ!

いなかったから いいじゃないか!

放課後児童支援員の対応

- ◆お互いの子どもの気持ちが整理できるよう、感情を言葉に出して 相手に伝えることができるよう、丁寧に寄り添う
- ◆自分の気持ちを整理してもらう
- ◆相手の感情や気持ちを理解できるようにする
 - ⇒協調性や社会性を学ぶ機会にもなる

けんかに対してどのように対応するか



僕が遊んでたんだ!

いなかったから いいじゃないか!

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法

第3条 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員<u>その他の児童等からの相談に応じる者</u>及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。



・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ 運営指針解説書』フレーベル館. p70-73



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

放課後児童支援員 認定資格研修

科目9

子どもの遊びの理解と支援

- 1. 児童期の遊びと発達の理解
- 2. 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかの際の援助
- 3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫
- 4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫
- 5. 遊びにおけるリスクとハザード



3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫

子どもの遊びへの関わり

- ·遊び相手になる 人数や遊びの内容によって、対応内容は異なる。
- ·遊び仲間の一員になる
 - 一緒に遊ぶ。子どもと同じように役割分担をするなど。
- ·一緒に遊びながら遊びをリードする 遊びのルールやコツを身につけていない時に、遊びの中に入って、 遊びの楽しさを損なわないようにリードする。

3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫

子どもの遊びへの関わり(続き)

- ·遊びを工夫する方法を示す アイデアを出す、一緒に考える
- ·子どもの知らない遊びを紹介する。 遊びに必要な技術や知識を教える。 調べて、紹介するなど
- ·遊びのそばにいて、楽しく安全に遊べるようにする 審判をする、遊びのぶつかり合いの調整など
- ◇大人の関わりは、子どもの心理面に大きな影響を与える

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ 運営指針解説書』フレーベル館



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

放課後児童支援員 認定資格研修

科目9

子どもの遊びの理解と支援

- 1. 児童期の遊びと発達の理解
- 2. 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかの際の援助
- 3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫
- 4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫
- 5. 遊びにおけるリスクとハザード



4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫

放課後児童クラブ運営指針 第6章 1(1) 施設

- ・放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、<u>遊び等の活動</u>拠点としての機能を備えた<u>専用区画</u>が必要である。
- ・室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。

【具体例】棚、机、遊具などの置き場所 空間の区切り 等



4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫

放課後児童クラブ運営指針 第6章 1(2) 設備、備品等

・衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。

【具体例】家庭的な設備 持ち物を自分で管理ができるロッカー、下駄箱 等

年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を 工夫する。

【具体例】仕切りやパーテーションの活用等

4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫

放課後児童クラブ運営指針 第6章 1(1) 施設

- ・子どもの遊びを豊かにするために、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、 児童館等を有効に活用する。
 - ◆学校施設の活用
 - ◆児童遊園・公園の活用
 - ◆児童館等の活用

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ 運営指針解説書』フレーベル館.pl59-163



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

放課後児童支援員 認定資格研修

科目9

子どもの遊びの理解と支援

- 1. 児童期の遊びと発達の理解
- 2. 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかの際の援助
- 3. 遊びの場面での放課後児童支援員の関わりの工夫
- 4. 遊びを豊かにするための施設・設備や外遊びの工夫
- 5. 遊びにおけるリスクとハザード



5. 遊びにおけるリスクとハザード

2つの危険<リスクとハザード>

リスク

子ども自身が判断できる

ハザード

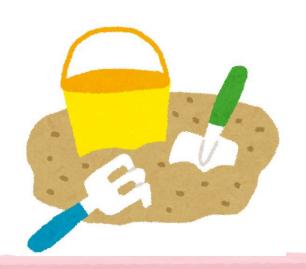
事故を発生させる恐れがある 予測できない、判断ができない



5. 遊びにおけるリスクとハザード

【「砂場へジャンプする」という遊び】

●リスク 顔面から転ぶ おもちゃがひっかかる



●ハザード砂場の中の割れたガラス



5. 遊びにおけるリスクとハザード

2つの危険<リスクとハザード>

リスク

子ども自身が判断できる



同じ事象でも 発達段階によって 分かれる

ハザード

事故を発生させる恐れがある 予測できない、判断ができない ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ 運営指針解説書』フレーベル館、P81-82



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。